

認定証を受け取る古田知事
(FAO本部イタリア・ローマ)

Vol. 17

H28.3.30発行

ぎふ・アグリ通信

認定祝賀行事（岐阜県庁）

「清流長良川の鮎」が世界農業遺産に認定!!

平成27年12月15日、「清流長良川の鮎」が世界農業遺産に認定されました。岐阜県南部を流れる長良川は、流域に86万人の人口を抱え、都市部を流れる川でありながら豊かな水量と良好な水質を誇り、この清流によって育まれた鮎は全国屈指の漁獲量とブランド力を誇っています。また、流域では水と農林産物を原料とする和紙等の伝統工芸、水にまつわる信仰・民俗芸能など独特の歴史・文化が息づいています。

長良川は手つかずの自然の中で環境が保たれている自然河川ではなく、森林管理や水防施設、清掃管理など、人が適正に関与することにより生活領域の中を流れ、生活水源・漁場・農業用水等の経済的価値、及びレジャー・景観・歴史文化等の精神的価値を有し、かつ生物多様性を保持している『里川』です。この長良川における人の生活、水環境、漁業資源が連環する里川システムは、世界に誇るべき「長良川システム」です。

岐阜県の農業政策の基本方針は「攻めの農業」です。

世界農業遺産「清流長良川の鮎」は『長良川』や『鮎』が単体として世界に認められたのではなく、流域の人々による水質保全活動で清流が保たれ、その清流で鮎が育ち、清流と鮎は地域の経済や歴史文化と深く結びつき、長良川における、人の生活、水環境、資源がバランスを保っていることが世界に認められたのです。

長良川の豊かで清らかな水は、流域の特徴ある農産物を育ててきたことは言うまでもなく、我々に様々な恵みを与えてきた長良川を将来へとつなぐため、農業サイドからも環境保全活動などに積極的に参加していく機運を盛り上げていきましょう。

農地中間管理事業のさらなる推進を!!

平成28年4月1日に施行される改正農業委員会法により、農業委員会の必須業務に「農地の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）」が位置づけられることとなり、また、新たに農地利用最適化推進委員を委嘱することになるなど、農業委員会と農地中間管理機構との更なる連携強化により、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化を一層進めることとなりました。

農地中間管理機構((一社)岐阜県農畜産公社)の取組状況

1. 借受希望者の募集状況

- (1) 募集回数：6回（H26～H27）
- (2) 募集対象地域 40市町村（220区域）※農地中間管理事業の対象地域は40市町村（農業振興地域設定のない笠松町、岐南町は対象外）
- (3) 募集結果
 - ア 応募の申込みがあった市町村（区域数）数
 - ・40市町（216地区）で応募があった。
 - イ 借受希望者数、面積
 - ・898経営体（個人635、法人263）より借受希望の申込みがあり、借受希望面積は11,055ha（耕地面積の19.4%）となった。
 - H26年度末より215経営体、2,367ha増加。
 - ウ 地域別申込状況
 - ・平坦地域が主体となる岐阜、西濃、揖斐地域で応募が多く、3地域の借り受け希望面積は県全体の80%となっている。

〈借受希望者数、借受希望面積等〉 ※平成28年1月末現在(速報値)

年度	借受希望者数 (経営体)	個人		法人		借受希望面積 (ha)
			うち新規参入		うち新規参入	
平成26年度末 累計	683	487	14	196	5	8,688
平成28年度末 累計	898	635	49	263	9	11,055

2. 農用地の借受け・貸付け(転貸)の状況

- ◆ 平成27年度は、12月末までに26年度実績の約3倍となる2,758.2haの農用地を借受け、2,755.5haの貸付けを実施した。
→新規集積面積は、26年度実績の約8倍となる約500ha程度となる見込み。
- ◆ 平成27年度の事業活用市町村は2月末までで34市町（事業対象地域40市町村）となり、多くの地域で事業活用が進んだ。
→H26からの累計では36市町村（未活用4市町村）となる見込み。
- ◆ 貸付先は、認定農業者等の地域の担い手が主体であるが、新規参入者（新規就農者、農外企業）への貸付けも実施。（33人、2法人）

〈農用地の借受け・貸付け(転貸)の状況〉 ※平成28年2月末現在

年度	借受け					
	市町村数	面積 (ha)	内 貸付け(転貸)			内 未貸付け (ストック分) 面積 (ha)
			市町村数	面積 (ha)	内 新たな担い手 集積面積(ha)	
平成26年度	18	939.4	18	939.3	65.0	0.1
平成27年度 (2月末まで)	35	2,758.2	34	2,755.5	500※	2.7
累計	実36	3,697.6	実36	3,694.8	565※	2.8

※H27の新たな担い手集積面積は速報値(精査中)

〈市町村別の農用地の借受け・貸付け(転貸)の状況〉 ※平成28年2月末現在

市町村名	平成26年度			平成27年度(2月まで)			累計(平成26～27年2月まで)		
	借受面積	貸付面積	未貸付面積	借受面積	貸付面積	未貸付面積	借受面積	貸付面積	未貸付面積
岐阜市	0.3	0.3		30.5	30.5		30.7	30.7	
羽島市	37.2	37.2		71.2	71.2		108.4	108.4	
各務原市				0.5	0.5		0.5	0.5	
山県市				0.6	0.6		0.6	0.6	
瑞穂市				128.9	128.9		128.9	128.9	
本巣市	364.5	364.4	0.1	70.1	68.9	1.2	434.6	433.3	1.3
北方町									
岐阜地域	402.0	401.9	0.1	301.7	300.5	1.2	703.7	702.4	1.3
大垣市				116.0	116.0		116.0	116.0	
海津市	331.1	331.1		974.7	974.7		1,305.7	1,305.7	
養老町	40.5	40.5		536.7	536.7		577.3	577.3	
垂井町				37.0	37.0		37.0	37.0	
関ヶ原町				4.4	4.4		4.4	4.4	
神戸町	15.4	15.4		58.3	58.3		73.7	73.7	
輪之内町				80.7	80.7		80.7	80.7	
安八町				41.6	41.6		41.6	41.6	
西濃地域	387.0	387.0	0.0	1,849.5	1,849.5	0.0	2,236.5	2,236.5	0.0
揖斐川町	3.2	3.2		25.3	25.3		28.6	28.6	
大野町	3.3	3.3		65.5	65.5		68.8	68.8	
池田町	11.9	11.9		34.5	34.5		46.4	46.4	
揖斐地域	18.5	18.5		125.3	125.3		143.8	143.8	
関市	32.3	32.3		8.2	8.2		40.5	40.5	
美濃市				2.4	2.4		2.4	2.4	
中濃地域	32.3	32.3		10.6	10.6		42.8	42.8	
郡上市				53.6	53.6		53.6	53.6	
郡上地域				53.6	53.6		53.6	53.6	
美濃加茂市	0.8	0.8		0.4	0.4		1.2	1.2	
可児市	4.2	4.2		7.3	7.3		11.5	11.5	
坂祝町	0.9	0.9					0.9	0.9	
富加町	23.2	23.2		0.5	0.5		23.7	23.7	
川辺町									
七宗町									
八百津町									
白川町	9.6	9.6		50.1	50.1		59.7	59.7	
東白川村				1.0	1.0		1.0	1.0	
御嵩町	15.1	15.1		12.1	12.1		27.2	27.2	
可茂地域	53.6	53.6		71.4	71.4		125.1	125.1	
多治見市				0.2	0.2		0.2	0.2	
瑞浪市				4.6	4.6		4.6	4.6	
土岐市				7.2	7.2		7.2	7.2	
東濃地域				12.0	12.0		12.0	12.0	
中津川市	43.0	43.0		102.0	102.0		145.0	145.0	
恵那市				152.8	152.8		152.8	152.8	
恵那地域	43.0	43.0		254.8	254.8		297.8	297.8	
下呂市				40.4	40.4		40.4	40.4	
下呂地域				40.4	40.4		40.4	40.4	
高山市				9.9	8.4	1.5	9.9	8.4	1.5
飛騨市	3.0	3.0		27.7	27.7		30.7	30.7	
白川村				1.3	1.3		1.3	1.3	
飛騨地域	3.0	3.0		38.9	37.3	1.5	41.9	40.4	
計(36市町)	939.4	939.3	0.1	2,758.2	2,755.5	2.7	3,697.6	3,694.8	2.8

地域における中間管理事業の取組事例(平成26年度)

【事例1】担い手間や地域の話合いを通じた農地の集約化(分散解消)

本港市(真正)

成果のポイント

- ・担い手の多い南部地域を中心に、担い手間や地域の話合いを通じて農地の集積・集約化を推進(圃場分散の解消)

取り組み概要

<取組ポイント>

- ・チラシ配布や各種座談会等により出し手募集を実施。
- ・担い手に対し、新たな貸付希望農地と分散化している既存経営農地をマップで示し、農地の集約化を提案。
- ・担い手間や地域の話合いを行い、集約化を実現。

<H26実績>

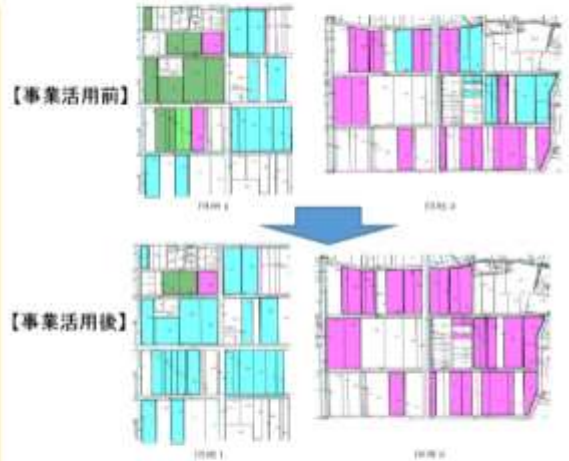
○担い手への転貸面積 : 141.9ha
 うち 新たな集積面積 : 7.1ha
 集約化(利用権交換)面積 : 10.1ha

○担い手が利用する団地の平均面積
 7ha/団地 → 11ha/団地

<参考>地域の概要

- 農用地等の特徴 : 平坦地域、水田・畑・樹園地
- 主な作付作物 : 水稲、柿、いちご等
- 耕地面積 : 552ha(本港市真正地区)
- 担い手の状況等
 - ・人・農地プランに位置づけられた中心経営体は15経営体。
 - ・これまでは相対を基本とした農地集積が進められてきており、担い手(土地利用型)の集積農地は分散傾向にある。

<事業活用前後の農地利用図(集約化団地の事例)>



【マップを用いた提案・話し合い】

【事例2】担い手間や地域の話合いを通じた農地の集約化(分散解消)

御嵩町(伏見地区)

成果のポイント

- ・地域の話合いと人・農地プランの作成を通じ、集落営農法人への農地集積を促進

取り組み概要

<取組ポイント>

- ・人・農地プランの作成と一体的に機構事業活用による農地集積を推進。
- ・関係機関で支援チーム(町・JA・県・機構)を組織し、地域の担い手である集落営農法人との連携を密にし、人・農地プランの作成や、機構事業を活用した農地集積を推進。

<H26実績>

○担い手への転貸面積 : 11.2ha(1経営体)
 うち 新たな集積(非担い手→担い手) : 3.9ha
 特定農作業受委託から利用権への切替 : 7.3a

○担い手集積率

24.6% → 37.8%

○担い手が利用する団地の平均面積

0.9ha/団地 → 1.5ha/団地

<参考>地域の概要

- 農用地等の特徴 : 平坦地域、水田・畑
- 主な作付作物 : 水稲、大豆等
- 耕地面積 : 29.6ha(御嵩町伏見地区)
- 担い手の状況等
 - 永年地域の農業を支えてきた集落営農組織が、平成26年1月に法人化

<事業活用前後の農地利用図>



【人・農地プラン検討会】



【推進チーム会議】

中間管理事業の推進上の課題と今後の対応

これまでの取組み

実績からみた成果と課題

<成果>

- ・事業活用が拡大
※貸付等面積は昨年度の約3倍、新規集積面積も約8倍

<課題>

- ・県集積目標に対し新規集積が十分でない。
※県目標対比18%程度
- ・中山間地域での活用が少ない。

推進上の課題

1 推進体制

- ・地域事情に精通したコーディネート人材等が不足。
- ・推進活動に市町村格差がある。

2 事業運用

- ・10年以上の貸付けへの抵抗感を持つ出し手が多い。
- ・受け手登録がされておらずマッチングが先送りになるケースがある。
- ・事務手続が煩雑

3 貸付け農地の不足

- ・制度の浸透不足等から出し手からの申出が少ない。

4 地域の話合いに基づく取組みの不足

- ・出し手の個別申出を待つ取組みのみでは、まとまった農地集積にはつながらない。
- ・出し手と受け手ニーズのミスマッチも発生。
→受け手が望む農地は不足、出し手からは利用条件の悪い農地のみでくる。

5 受け手メリットの不足

- ・担い手の事業活用意欲が低い。

6 中山間地域でマッチングが進まない

- ・受け手が不足。
- ・利用条件が悪い(畦畔が大きい、小区画等)農地が多い。

国の情勢等

○農業委員会法の改正

農地利用最適化推進員の 신설、農地集積業務の必須化

○機構集積協力金制度の見直し

新規集積に対する県配分と交付基準作成

○農地税制の見直し

遊休農地への課税強化と機構貸付農地への軽減

○機構法省令改正

農用地利用配分計画への登記簿添付不要

今後の対応

H28事業計画

<借受け・貸付け計画(目標)>

借受け面積 2,550ha
貸付け面積 2,450ha

H28推進取組(改善点等)

1 推進体制の強化

※県と連携し実施
※ — は新規・拡充取組

- ・農業委員会組織との連携強化
※機構・農業会議のワンフロア化による連携強化
※農地利用最適化推進員と連携した推進活動の展開
※農業会議所管担い手団体との連携強化
- ・これまでの市町村別取組みの点検・評価と推進活動の全県的な底上げ
- ・関係機関で組織する推進チーム活動の強化

2 事業運用の改善

- ・貸借等期間の短縮、担い手公募期間の延長
- ・手続書類の削減と事務処理システムの本格運用開始

3 啓発活動の強化

- ・農地集積啓発月間の設定(夏・冬)などによる集中的な広報活動の実施
- ・理事長自らが地域に足を運んだ推進活動の実施

4 地域の話合いに基づく推進活動の強化

- ・重点推進地域を設置した推進活動の強化(原則全市町村)
- ・地域の話合い経費への支援の実施(県新規事業)
- ・優良取組事例集の作成による横展開の実施

5 受け手への支援強化

- ・新規集積に取り組む地域(モデル地域)の担い手に対する支援強化(県拡充事業)

6 中山間地域におけるマッチング推進

- ・新規就農者や集落営農組織・法人の育成強化
※新規就農研修施設の設置拡大、集落営農アドバイザーの派遣実施など
- ・企業参入など地域外の担い手発掘
※企業等参入が可能な地域・農地のリスト化と情報発信
- ・畦畔管理労力の削減を図るモデル地域への支援の実施(県継続事業)
- ・基盤整備事業と一体的に農地集積に取り組む地域への支援強化(県拡充事業)

7 制度見直し等への対応

- ・農地集積の促進につながる協力金交付基準の作成(県)と基準の周知徹底
- ・農地税制見直しの周知徹底

「農の雇用事業」参加募集を開始しました!!

農業経営者の皆さまへ



「農の雇用事業」 参加者募集!

全国農業会議所では平成28年も、農業法人等が就業希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修等に対して助成する「農の雇用事業」の参加者を募集します。

平成28年の募集期間や研修期間等は下記のとおり（予算の執行状況によっては追加募集の可能性あり）で、対象期間内に正社員として採用され、研修開始日時時点で就業期間が4ヶ月以上となる「原則45歳未満の方」（雇用就農者育成タイプ）です。

また、農業法人等が新たな農業法人の設立による独立を目指す者を雇用して実施する研修に対して助成する「法人独立支援タイプ」も併せて募集します。

なお、応募の際は、募集要領の具体的な内容にご注意ください。

助成内容

【助成額】研修生1人あたり年間最大120万円

＜内訳＞ ①新規就業者に対する研修費 **月額最大97,000円**

助成額の上限は、9万7千円または研修生に支払った賃金月額のいずれか低い金額となります。
（法人独立支援タイプでの3年目以降の助成額は月額最大4万8千円）

②指導者研修費 **年間最大36,000円**

指導者自らが人材育成手法や労務管理等を習得するための研修に要する費用です。
（法人独立支援タイプでの3年目以降の助成額は年間最大2万4千円）

【助成期間】最長24ヵ月（法人独立支援タイプは最長48ヵ月）

※研修実施期間が3ヶ月以下の場合には、助成金は交付されません。

募集・研修等の期間

募集期間	研修助成期間	研修生の採用日
平成28年4月25日 ～5月31日	平成28年8月1日 ～平成30年7月31日	平成27年8月1日 ～平成28年4月1日
平成28年6月20日 ～7月31日	平成28年10月1日 ～平成30年9月30日	平成27年10月1日 ～平成28年6月1日
平成28年8月22日 ～9月30日	平成28年12月1日 ～平成30年11月30日	平成27年12月1日 ～平成28年8月1日

事業参加に当たっての主な要件

【農業法人等の要件】

- ① おおむね年間を通じて農業を営む農業法人、農業者、農業サービス事業体等であること
- ② 研修生に対して、十分な指導を行うことが出来る「研修責任者」(原則として、研修開始日時点で農業経験が5年以上ある役員又は従業員)を置くこと
- ③ 研修生との間で、期間の定めのない雇用契約(正社員(法人独立支援タイプの場合はこの限りでない)。農業法人等の役員等は含まない。)を締結すること。
- ④ 研修生を労働保険(雇用保険、労働者災害補償保険)に加入させること。また、法人の場合は社会保険(健康保険、厚生年金)にも加入させること。
- ⑤ 1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上(研修生が障がい者の場合は20時間以上)であること
- ⑥ 従業員を常時10名以上雇用している事業体については、就業規則を整備していること
- ⑦ 本事業と期間が重複する他の公的助成を受けていないこと

【研修生の要件】

- ① 本事業での研修終了後も継続して就農する意志があり、研修開始日(平成28年4月1日)時点で原則45歳未満である者
- ② 研修開始時点で正社員としての就業期間が4ヶ月以上あること
- ③ 過去の農業経験が正社員採用日時点で5年以内であること
- ④ 農業法人等の代表の3親等以内でないこと(労働者性が認められる場合を除く)
- ⑤ 過去に当該農業法人等の正社員ではなかったこと

応募の流れについて

研修開始の4ヶ月以上前かつ1年以内に正社員として採用

応募申請(研修開始の約2ヶ月前)

書類審査

審査結果通知(研修開始前)

事業(研修)開始

※正社員としての就業期間には、
トライアル雇用やそれに準ずる
都道府県の事業実施期間も
含めることができます

◆事業に関する問い合わせは [岐阜県農業会議](http://www.nca.or.jp)へ

詳しくはインターネットで

URL <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/original/>

または **農の雇用** で検索!

農地保有に係る課税の軽減と強化!!

～平成28年度税制改正～

1. 農地保有に係る課税の軽減

所有する農地の全て(10a未満の自留地を除く)について、農地中間管理機構に対して新たに10年以上の貸借期間を設けて貸付を行った場合、一定の期間**固定資産税が1/2に軽減**されることとなります。

農地保有にかかる税の軽減措置の具体例

1	貸借期間15年以上	⇒ 最初の 5年間
2	貸借期間10年以上 15年未満	⇒ 最初の 3年間

2. 農地保有に係る課税の強化

農業振興地域において、農業委員会の実施する農地利用状況調査(※)の結果、遊休農地であるとされたもののうち、農地中間管理機構との協議の勧告を受けた農地が対象となります。

固定資産税の評価替えを行わないこととなるため、結果として**課税評価額が、1.8倍**となります。

農業委員会が農地中間管理機構との協議の勧告を行うケース

1	利用意向調査で意思表示から6カ月を経過しても、意思のとおり実施していない。
2	利用意向調査を行った結果、6カ月を経過しても、意思表示がなかった。

※農地法第30条に基づいて農業委員会が管内の全ての農地を対象に実施する調査です。

農業経営基盤強化準備金制度の活用を!!

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化(農用地、農業用の建物・機械等の取得)を図る取り組みに対する支援措置が設けられています。

※詳細は別添リーフレットをご覧ください。

特例措置の内容

経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合	個人の場合	必要経費に算入可能
	法人の場合	損金に算入可能
農業経営改善計画などに従い、積み立てた準備金を取り崩す場合	圧縮記帳が可能	
受領した交付金をそのまま用いて、農用地、農業用の建物・機械等を取得した場合		

問い合わせ

■岐阜県農業会議 農地・経営課 (田中・松浦)

電話 058-268-2527

編集
発行

岐阜県農業会議 会長 鷺見 郁雄

岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階 TEL:058-268-2527

FAX:058-273-6177 E-mail:gifu@nca.or.jp ホームページ:http://www.gifu-agri.jp